

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域の作成主体の名称

和歌山県橋本市

2 構造改革特別区域の名称

幼保子育て特区

3 構造改革特別区域の範囲

橋本市の区域の一部（あやの台ニュータウン地区）

4 構造改革特別区域の特性

本市は、大阪府下のベッドタウンとしての性格が色濃く、県外からの転入者割合が72%（H13.10.1～H14.9.30 出典：和歌山県人口調査）と地縁が比較的残っている平均的な県下の市町村とは異なり、知人や親類のいない地域に転入してきた人たちが多い地域である。

このため地域全体の一体感がなく、幼稚園、保育所いずれかに通う者同士のみが交流することになり、就学前の子どもを持つ家庭は幼稚園通園家庭、保育所通所家庭及び在宅保育家庭に分かれてしまう傾向にある。

特に、平成13年5月に住宅分譲が開始されたあやの台ニュータウン地区は、地区内に乳幼児の育成施設が整備されていないことや、同地区に最も近い保育所においては超過状態にあることから、地区外の幼稚園や遠くの保育所に通園（所）しており、幼児や保護者に負担がかかっている。このため乳幼児育成環境の整備が急務となっている。

一方、市内の幼稚園・保育所の状況は、幼稚園児数が690人（H15.5.1現在）と平成4年のピーク時に比べ34%減少しており、保育所児数は逆に21%増加し867人となっている。この状況が続けば、公立幼稚園における集団保育活動が困難になる恐れもあり、施設の適正配置など早急な検討が必要になっている。

このようなアンバランスな状況の中で、幼稚園や保育所の単独施設整備を行っても、施設によって園児数に偏りが生じたり、幼児や保護者が希望する施設を選べない状況も考えられ、同じ地域に住む幼児同士が同一の養育（保育・教育）機会を得ることや幼児同士の交流を進めることができないことも予想される。

さらに、このことは一定数以上の集団保育活動の確保や異年齢間の交流を通じた社会性の涵養など、地域における養育機能の低下を補える環境とはいえない状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

これらの状況に対処するため、施設整備が急務となっているあやの台ニュータウン地区に、「幼稚園と保育所の共用化等に関する指針」に基づいた共用化施設を設置し、

不十分な状況にある同地区の子育て環境を整備する。具体的には、地域の子育て拠点施設として民間法人が幼保一体化施設を設置し、本市の乳幼児育成方針に基づいた保育の実施を行い、幼稚園と保育所を一体的に運営する。また子育て支援事業を運営委託し、地域の子育て支援に積極的に取り組む。

また、構造改革特別区域計画の認定による合同活動事業を行い、運営の状況や導入による効果、保護者の反応などの検証を行うため「モデル施設」としての位置付けを行って、今後、市内の各施設へ導入していくべきかを判断することとしている。幼児の育成方針については、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の内容を取り入れた保育計画を新たに作成し、幼稚園の教育的要素と保育所の擁護的要素を取り入れた均等な養育機会を保障する。

施設の設置・運営については、昭和25年の法人設立以来、大阪府東大阪市や守口市で認可保育所を運営するとともに、奈良市や神戸市では駅型保育施設を開設している東大阪市の社会福祉法人白鳩会及び同法人を母体に新たに設立する学校法人白鳩学園が行い、民間法人による特色ある合同保育の実践事例を、本市域はもとより県内、全国へと示すことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

あやの台ニュータウン地区は、20代から30代の若い子育て世代が74%(H15.10.31現在)を占めている。0歳から5歳までの乳幼児の占める割合は21%である。これらの幼児は、現在、地区外の幼稚園、保育所に通園(所)している状況にあるが、いずれの施設においても幼児の送迎サービスがなく、保護者が毎日自家用車等で送迎しており、経済的にも時間的にも負担がかかっている。また園児が幼稚園から帰ってきても、同年齢の幼児との交流が少なく家庭に閉じこもりがちである。

このため地区住民や保護者の要望もあって、地区内に乳幼児育成施設を整備することになったが、現状ではまだ子どもの数が少ないことや市内の幼稚園や保育所の入園(所)状況に偏りが見られること。さらに幼稚園での預かり保育や保育所での特別保育の充実などを求める声も多く、検討した結果、幼稚園の教育機能と保育所の養護機能を併せ持った民間法人による共用化施設を整備していくことになった。

さらに構造改革特別区域計画の認定による合同活動事業を行い、一定数以上の幼児の集団確保を行うことで、幼児の社会性の涵養に努めることにしており、これらの成果を見て、市内の各施設に反映させていくべきか検討することとしている。また幼稚園機能と保育所機能、さらには地域の子育て支援機能を併せ持つ施設とすることで、家庭保育児も含めた地区内のすべての幼児が養育される環境が整う。

今回の施設整備とそれにとまらなう合同活動事業は、単に地区内の幼児に平等な養育環境が提供されるだけにとどまらず、異年齢児間も含めた幼児の交流の拡大や保護者や保育関係者など子育てに関わる人々においても、交流が広がり、地域の子育てに対する共通認識が形成されることが期待される。そしてこの交流や共通認識がさらに地域や市全域に広がることで、「子どもを地域全体で育てていこう」という機運が生まれ、結果的には「子育てにやさしいまち」の実現につながる。

特に本市においては、財政事情の悪化を背景に事務事業の効率化を図るため、行政改革に取り組んでおり、その実施計画に保育所の民営化と幼保一元化の推進を打ち出している。さらには園児数の減少から公立幼稚園の適正配置を検討している状況にある。これらはただ単に経営の効率化という視点だけでなく、民間活力を活用した柔軟な保育サービスの提供を行おうとするものである。こうしたことから幼保一体化とそれを活用した合同保育の取り組みは、現行の幼稚園、保育所に次ぐ第3の選択肢として関係者のみならず住民も注目しているところである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市は、大阪府や奈良県に隣接しており、県外の市町村との交流が盛んな地域である。本市の就業者・通学者のうち36%（出典：H12年国勢調査）が大阪府内の市町村に通勤・通学しており、消費行動も大阪都心やその周辺部の影響を強く受けている。また転入者も大阪府内からが最も多く、その大部分を占めているのがニュータウン地区である。

これらの地区においては通勤世帯が多く、子どもを持つ保護者同士の交流が少ないことや、核家族化によって親からの子育て経験や知識の伝承が行われにくい状況にあり、結果として育児に不安を抱く保護者が増えている。また保育サービスが充実している大都市からの転入者が多いことから、幼児教育や多様な保育サービスの充実を期待する声も多い。

このためニュータウン地区において、構造改革特別区域計画の認定による合同活動事業を行い、一定数の幼児の集団形成を図り、幼稚園の教育的要素と保育所の養護的要素を取り入れた養育機会を提供する。施設の設置については、本市の保育所民営化方針とニュータウン開発ともなう施設整備に関する協定書に基づいて民間法人が行い、運営についても、本市の乳幼児育成方針に基づく保育の実施と子育て支援事業の運営委託を行い、保護者の要望に応じていく。

さらに、これらの取り組みの状況を市民に公表するとともに、幼稚園教諭や保育士等で構成する乳幼児保育研究会や施設配置を検討する公私幼稚園保育所配置調整連絡協議会の研修・検討資料として活用する。

本年1月にあやの台地区の全世帯を対象に行った「児童育成施設に関するアンケート調査」（117世帯対象、回答率54%）によると、回答した86%の世帯が幼稚園、保育所の設置を望んでおり、幼保一体化施設についても77%の世帯が好意的に受け止めている。また平成14年3月に策定した児童育成計画（エンゼルプラン）のアンケート調査においても、子育てに関する情報や相談への要望として「母親や父親同士が集い、子育てについて情報交換できる場」を望む人が最も多く、次いで「子育て経験のある近所の人との交流」「遊びを教えてくれたり、しつけをしてくれること」などが上位にあげられた。

このため本施設においては、すべての幼児や保護者が気軽に利用できる「地域の子育て拠点施設」としての機能を持たせることにしており、保育所での一時保育事業や地域子育て支援センター事業、県下で初めての乳幼児健康支援一時預かり事業（病後

児保育)を導入し、これらを運営委託していく。さらに幼稚園においても預かり保育を行い、保護者が保育時間を選択できるようにする。これらのことを通じて、女性の社会参加が進み地域の活性化も期待できる。

なお、施設における合同活動事業の利用者数を予測すると、3歳児30人(15人の2クラス)、4歳児40人(17人と23人の2クラス)、5歳児30人(15人の2クラス)となり、開園当初から一定数の安定した幼児を確保できることになる。

また、「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の適用要件となっている保育所の認可定員(3歳児17人、4歳児17人、5歳児17人を予定)の範囲内については、幼稚園、保育所を合わせた実施人数がこれを上回るため2クラス編成としている。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(807)

保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(914)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

施設整備事業

特定事業を進めるにあたって、民間法人による幼保一体化施設を新設する。すでに保育所新設に係る児童福祉施設等整備協議書及び幼稚園設置に係る私立学校設置事業計画書を県知事に提出している。引き続き本年3月には、私立学校設置認可申請及び学校法人寄付行為認可申請を行う。また8月に施設工事に着手、年度内の完成をめざす。

地域子育て支援センター事業

核家族化の進行や若年層世帯の孤立化、共働き世帯の増加などで地域の連携力と養育力が低下してきている。このため本市の運営委託として、育児相談や子育てサークルへの支援、ボランティアの育成、託児所や育児教室等の情報提供など地域の子育て家庭への育児支援を行うため、幼保一体化施設に地域子育て支援センターを併設する。

一時保育促進事業

就労形態の多様化や専業主婦家庭等の育児疲れ解消、保護者の病気など緊急時の保育など一時的な保育需要に対応するため、本市の運営委託を受け、幼保一体化施設において一時保育事業を導入する。このことにより、これまでの保育サービス形態では補いきれなかった非定型的な保育や緊急保育のニーズ増加に対処する。

乳幼児健康支援一時預かり事業

病気回復期の児童を家庭で育児することが困難な場合、幼保一体化施設に設ける病後児保育室において保育を行う。利用できるのは保育所通所児童や小学校低学年児童などで保護者の勤務の都合や傷病、事故、出産などで家庭での育児が困難な場合、保護者に変わり保育する。このため看護師及び専任の保育士を配置する。この事業は本

市の運営委託として、県下で初めて取り組む。

その他の関連事業

幼・保・小の連携事業

小学校及び中学校区など一定の地域にある幼稚園、保育所、小・中学校において、保育所児、幼稚園児、保護者、保育士、教師等の交流会を積極的に行い、幼児教育のあり方や地域の共通理解を深めるための活動を行う。

すでに幼稚園児・保育所児の交流会や、就学前児童の小学校運動会への参加、就学前5歳児の小学校体験入学、小学生との遊び体験、中学生の体験保育、小・中学校、幼稚園教諭、保育士、保護者の意見交換会などの取り組みが行われており、さらに交流活動を充実させる。

幼稚園と保育所の子育て支援連携事業

「親子で遊び楽しむ」をテーマに講演会、音楽会、歌と遊びなど未就園児や保護者を対象に行う。家で閉じこもりがちな親子が、楽しい時間を過ごし、ストレスの解消や歌や遊びの習得と保護者同士の間関係のつながりを進める。すでに幼保一体化施設を設置するあやの台ニュータウン地区においても、未就園児・保護者を対象に「読み聞かせ会」を開催し、児童や保護者の交流機会を設けている。

橋本市乳幼児保育研究会の活動充実

市内の公立及び私立の幼稚園ならびに保育所相互が協調し、幼児教育の振興及び向上を図ることを目的として「橋本市乳幼児保育研究会」を設置している。一般市民、有識者、幼稚園・保育所関係者で構成しており、協力して次の事業を行っている。

- ・公私幼・保の連携と保育内容の共同研究
- ・子育てフォーラムの開催
- ・地域子育て支援についての調査研究と実践発表
- ・教員・保育士の合同研修会の開催

橋本市公私幼稚園保育所配置調整連絡協議会

幼児教育の振興を図るため、教育・保育施設のあり方や適性配置について協議している。公立幼稚園においては園児数が減少し、集団保育の確保が出来にくい状況がある一方、保育所においては入所児童が増加している現状があることから、今後の幼児教育のあり方や施設の適正配置について検討していく。幼保一体化施設も施設整備の検討対象としている。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

(1) 番号 807

(2) 名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

・学校法人白鳩学園（開設予定） 設立準備委員会代表・武藤広茂（東大阪市桜町9番5号）

・社会福祉法人白鳩会 理事長・栗本広美（東大阪市桜町9番5号）

(2) 事業が行われる区域

橋本市の区域の一部（あやの台ニュータウン地区）

(3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定後

平成15年4月から許認可手続きや施設整備協議を継続して実施。

平成17年4月に幼保一体化施設「(仮称)あやの台こども園」を開設。

5 当該規制の特例措置の内容

本市あやの台ニュータウン地区に、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき民間法人による共用化施設を設置し、地域の幼児が保護者の就労状況等で区別されることなく、同一施設において同じ内容の幼児教育や保育を受けられる機会を保障する。

また構造改革特別区域計画の認定による幼稚園児と保育所児の合同活動事業を行い、一定数の幼児の集団による社会性の涵養に努める。これは幼稚園、保育所を単独整備した場合、定員に満たないことが予測されるため取り組むもので、クラス編成は3、4、5歳児各2クラス編成とする。

民間法人による共用化施設の設置については、本市の保育所民営化方針やニュータウン開発にともなう施設整備に関する協定書に基づいて行うもので、運営についても、本市の乳幼児育成方針に基づく保育の実施と新たに導入する一時保育事業や地域子育て支援センター事業、乳幼児健康支援一時預かり事業などの子育て支援事業を運営委託する。

【特例措置適用の要件】

保育所児と幼稚園児と一緒に活動する保育室は、幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること。

（１）面積

ア．保育室面積（保育園）

	定員	実施人数	学級数	保有面積：児童福祉施設最低基準
3歳児	17人	15人	1	43.68 m ² 33.66 m ² (1.98 × 17)
4歳児	17人	17人	1	43.74 m ² 33.66 m ² (1.98 × 17)
5歳児	17人	15人	1	43.74 m ² 33.66 m ² (1.98 × 17)
合計	51人	47人	3	

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	実施人数	学級数	保有面積：幼稚園設置基準
3歳児	25人	15人	1	447.42 m ² 420 m ² (320 + 100 × (3 - 2))
4歳児	35人	23人	1	
5歳児	35人	15人	1	
合計	95人	53人	3	

実施人数は施設開園の平成17年度予測

（２）職員配置

	定員	実施人数	職員配置	児童福祉施設最低基準	幼稚園設置基準
3歳児	42人	30人	2	20人につき1人	35人につき1人
4歳児	52人	40人	2	30人につき1人	35人につき1人
5歳児	52人	30人	2	30人につき1人	35人につき1人
合計	146人	100人	6		

幼児の保育・教育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

保育園及び幼稚園職員の採用にあたり、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有していることを要件とする。また、構造改革特別区域計画の認定を受け、合同活動事業を開始する平成17年4月の施設開園時において、幼稚園職員及び保育園職員を兼任させる。

合同活動の内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであることの要件を満たしていること。

現行の保育所保育指針及び幼稚園教育要領をもとに、新たに作成する乳幼児育成指針並びに保育計画に基づいた養育（保育・教育）を行う。

- ・資料1参照 幼保一体化施設（仮称）あやの台こども園の概要

別 紙

1 特定事業の名称

(1) 番号 914

(2) 名称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

・ 社会福祉法人白鳩会

理事長・栗本広美（東大阪市桜町 9 番 5 号）

・ 学校法人白鳩学園（開設予定）

設立準備委員会代表・武藤広茂（東大阪市桜

町 9 番 5 号）

(2) 事業が行われる区域

橋本市の区域の一部（あやの台ニュータウン地区）

(3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定後

平成 15 年 4 月から許認可手続きや施設整備協議を継続して実施。

平成 17 年 4 月に幼保一体化施設「（仮称）あやの台こども園」を開設。

5 当該規制の特例措置の内容

本市あやの台ニュータウン地区に、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき民間法人による共用化施設を設置し、地域の幼児が保護者の就労状況等で区別されることなく、同一施設において同じ内容の幼児教育や保育を受けられる機会を保障する。

また構造改革特別区域計画の認定による幼稚園児と保育所児の合同活動事業を行い、一定数の幼児の集団による社会性の涵養に努める。これは幼稚園、保育所を単独整備した場合、定員に満たないことが予測されるため取り組むもので、クラス編成は 3、4、5 歳児各 2 クラス編成とする。

民間法人による共用化施設の設置については、本市の保育所民営化方針やニュータウン開発にともなう施設整備に関する協定書に基づいて行うもので、運営についても、本市の乳幼児育成方針に基づく保育の実施と新たに導入する一時保育事業や地域子育て支援センター事業、乳幼児健康支援一時預かり事業などの子育て支援事業を運営委託する。

【特例措置適用の要件】

保育所児と幼稚園児と一緒に活動する保育室は、幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること。

（１）面積

ア．保育室面積（保育園）

	定員	実施人数	学級数	保有面積：児童福祉施設最低基準
3歳児	17人	15人	1	43.68 m ² 33.66 m ² (1.98 × 17)
4歳児	17人	17人	1	43.74 m ² 33.66 m ² (1.98 × 17)
5歳児	17人	15人	1	43.74 m ² 33.66 m ² (1.98 × 17)
合計	51人	47人	3	

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	実施人数	学級数	保有面積：幼稚園設置基準
3歳児	25人	15人	1	447.42 m ² 420 m ² (320 + 100 × (3 - 2))
4歳児	35人	23人	1	
5歳児	35人	15人	1	
合計	95人	53人	3	

実施人数は施設開園の平成17年度予測

（２）職員配置

	定員	実施人数	職員配置	児童福祉施設最低基準	幼稚園設置基準
3歳児	42人	30人	2	20人につき1人	35人につき1人
4歳児	52人	40人	2	30人につき1人	35人につき1人
5歳児	52人	30人	2	30人につき1人	35人につき1人
合計	146人	100人	6		

幼児の保育・教育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

保育園及び幼稚園職員の採用にあたり、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有していることを要件とする。また、構造改革特別区域計画の認定を受け、合同活動事業を開始する平成17年4月の施設開園時において、幼稚園職員及び保育園職員を兼任させる。

合同活動の内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであることの要件を満たしていること。

現行の保育所保育指針及び幼稚園教育要領をもとに、新たに作成する乳幼児育成指針並びに保育計画に基づいた養育（保育・教育）を行う。

- ・資料1参照 幼保一体化施設（仮称）あやの台こども園の概要